

相続時精算課税制度適用者に対するお知らせの送付（試行）について

1 趣旨・目的

相続時精算課税制度については、相続税と贈与税の一体化措置として平成 15 年度の税制改正により導入されております。

ご承知のとおり、同制度の適用を受ける贈与財産につきましては、相続税の申告に当たり、相続財産に加算して相続税額を計算する必要があります。

一方、納税者の中には、同制度を適用したことを忘れている方も多く、相続税の申告において相続財産への加算漏れとなっている事例も散見されているところです。

そのため、同制度の適用を受けている贈与財産の相続財産への加算漏れを防止する観点から、今回、同制度を適用している方に対しまして、行政指導の一環として相続税の申告期限前にお知らせを送付する試行を東京国税局独自に実施することといたしました。

2 取組概要

本試行は、過去の贈与税の申告事績を基に、相続税の申告案内の対象となった被相続人から相続時精算課税制度に係る贈与を受けた受贈者の方に、別添のお知らせ（※）を送付するものです。

そのため、本件お知らせは相続税の申告案内（死亡届等を提出した方に送付）とは異なる方に送付される場合があります。

なお、送付時期は概ね相続税の申告期限の 3 か月前を目途に実施する予定です。

3 実施時期

令和 5 年 5 月から本件お知らせの送付を開始予定（令和 4 年 10 月相続開始分。以降、毎月送付予定。）

4 ご留意いただきたい事項

本試行はあくまでも納税者サービスの一環として実施するものであり、例えば次の場合などは送付対象から除くこととしているため、相続時精算課税制度の適用者全員に送付されるものではありません。

- ・ 相続税の申告案内の対象になっていない場合
- ・ 相続時精算課税制度を適用した受贈者（相続人等）が東京国税局の管轄外に居住している場合（※）

※ 例えば、相続人が複数いる場合で、東京国税局の管轄内に居住する相続人と同管轄外に居住する相続人のいずれの方も同制度を適用している場合には、いずれの方も送付対象から除きます。

したがって、「本件お知らせが届かない＝相続時精算課税適用財産がない」ということではありませんので、税理士の皆様におかれましては、相続税の申告に当たり、引き続き、相続人等の方々に対して相続時精算課税適用財産の有無について確認をしていただきますようお願いいたします。